

第1章 プラン策定の趣旨

障害者施策は、1970年に成立した「心身障害者対策基本法」（1993年「障害者基本法」に改正）を基本とし、1975年の「障害者の権利宣言」、1981年の「国際障害者年」、1983年から1992年の「国連障害者の十年」、さらには2007年の「障害の社会モデル」の考え方が示された「障害者権利条約」の署名（2014年批准）を経て、「完全参加と平等」を目標に推進されてきました。

2006年には「障害者自立支援法」（2013年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正）が施行され、これまで身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた居宅介護・施設入所等の障害福祉サービスや公費負担医療等について、障害種別を越えて共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが創設されました。

障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、国と県、市町村が総合的な連携体制を構築し、障害者に適切なサービスを提供できる体制をつくる必要があります。

このため、障害者基本法では、都道府県及び市町村に、国の障害者基本計画^{※1}を基本とするとともに、それぞれの地域の障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画として、障害者計画を策定することが義務付けられています。また、障害者総合支援法及び児童福祉法では、都道府県及び市町村に、国の基本指針^{※2}に即して、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することが義務付けられており、都道府県は、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する内容を定めることとなっています。

- ※1 「障害者基本計画（第四次）」（2018年3月30日閣議決定）
「障害者基本計画（第五次）」（2023年3月14日閣議決定）
- ※2 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号、最終改正 2023年5月19日）

2020年度まで本県は、障害者計画及び障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）として、別々の計画を策定してきましたが、障害福祉に関する総合的な計画として、より実効性の高い計画とするため、2021年3月に両計画を一体化し、「あいち障害者福祉プラン2021-2026」（以下「本プラン」という。）を策定しました。

本プランは、第4期愛知県障害者計画として、中期的、横断的・重点的な取組の方向性を示すとともに、第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画を含む）として、愛知県障害者計画における障害福祉サービス等の提供に関する取組を具体化するものであり、これまでのそれぞれの計画の進捗状況等の分析・評価を行うとともに、本プランの計画期間における課題を整理し、それらを踏まえて策定したものです。

また、2018年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動

推進法)」の施行、2019年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行により、障害者の社会参加を促進する施策の充実が図られています。本プランは、障害者文化芸術活動推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての性格も併せ持ちます。

なお、愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画については、計画期間を3年間としているため、2024年3月に本プランを改訂し、2024年度からは第7期愛知県障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画として位置付けています。

本プランの推進に当たっては、国・市町村の関係機関との連携はもとより、防災安全局、県民文化局、保健医療局、労働局、建築局、教育委員会、スポーツ局など、県全体で連携し取り組んでいきます。

（参考）過去の策定状況

愛知県障害者計画（※）			愛知県障害福祉計画 （障害児福祉計画を含む）		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第1期	2000年度	2001～2010年度 【10年間】			
			第1期	2006年度	2006～2008年度 【3年間】
第2期	2010年度	2011～2015年度 【5年間】	第2期	2008年度	2009～2011年度 【3年間】
			第3期	2011年度	2012～2014年度 【3年間】
第3期	2015年度	2016～2020年度 【5年間】	第4期	2014年度	2015～2017年度 【3年間】
			第5期 第1期（児）	2017年度	2018～2020年度 【3年間】
第4期	2020年度	2021～2026年度 【6年間】	第6期 第2期（児）	2020年度	2021～2023年度 【3年間】
			第7期 第3期（児）	2023年度	2024～2026年度 【3年間】

※ 第3期愛知県障害者計画までは単体の計画として策定せず、次の計画の障害者支援に係る記載部分を障害者計画と位置付けました。

第1期「21世紀あいち福祉ビジョン」

第2期「あいち健康福祉ビジョン」

第3期「あいち健康福祉ビジョン2020」